

社会福祉法人うるま市社会福祉協議会  
令和3年度事業計画

## 1 基本方針

今日、少子高齢化の急速な進行による人口減少や家族形態の変化、地域における相互扶助機能の低下や地縁の希薄化を背景とする、ひきこもり、生活困窮世帯の増加、孤独死、虐待、自殺など社会的孤立に起因した複合的な生活課題が深刻化しています。

加えて令和2年は、新型コロナウイルス感染症拡大により世界中が混乱を極める中で、大きく経済対策や生活再建支援対策などが講じられてきましたが、その長期化と終息の見えない不安の中で、既存の制度やサービスの提供だけでは解決が困難な支援を必要とする人の社会的孤立の解消と、新たな地域とのつながり方を構築していくことが必要となっています。

こうした背景を踏まえ、国においては「地域共生社会」の全面展開を目指し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の様々な団体などが主体として「我が事」として地域づくりにかかわり、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる包括的支援を目的に、社会福祉法の改正と「年齢や属性を超えた包括的相談体制の構築」「地域づくり支援体制の構築」「社会参加の仕組みづくり」の強化推進に向けて新たな「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

本会においても、地域共生社会の実現のため「第3次うるま市地域福祉活動計画」に基づき地域福祉を推進するとともに、その評価検証を行い、「第4次うるま市地域福祉計画」と一体的に「第4次地域福祉活動計画」の策定に向けて取組めます。また、関係機関、団体、ボランティア、企業等と協働し、住民が主体的に地域課題へ取組む体制づくりと住民同士の支えあいを進めるための「福祉教育」、「総合相談支援」を軸としたコロナ禍での生活再建支援とともに地域の「新たなつながりの構築」に取組めます。併せて、本会は高い公益性と非営利性が求められており、地域福祉の推進を目的とする中核的な組織として社会福祉法人間の連携した地域における公益的な取組みを進めます。

財政面では厳しい状況が続いており、引続き自主財源である社協会費の会員加入促進、介護保険事業の経営安定化を目指します。さらに現在行っている各種事業の見直しにも努めつつ求められる役割を強化推進していくことで、住民に必要とされる社協づくりを目指します。

## 2 重点項目

- (1) 「第3次地域福祉活動計画」の評価と「第4次地域福祉活動計画」の策定
- (2) 相談支援の充実と福祉教育及び小地域福祉活動の強化・推進
- (3) 組織体制の整備と財政基盤の強化

### 3 実施事業

#### (1) 法人運営事業（自主事業） 財源：社協会費・寄付金・共募配分金

組織のガバナンス強化、事業の透明性の向上や財務規律の強化など、社会福祉法人制度改革において求められている諸課題に対して、具体的かつ必要な対応を図り、本会の役割及び活動に対する地域住民の理解を促進します。

また、社協会費をはじめ、共同募金などの自主財源の確保に取組み、法人経営の安定化を目指します。

##### ① 組織運営に関する事項

- ア 理事会及び評議員会の開催
- イ 業務監査の実施
- ウ 管理職会議等の開催
- エ 補助金等のうるま市への陳情・要請
- オ 関係機関・団体との連絡調整及び委員会等の設置

##### ② 自主財源の確保

社協の財務状況を職員一人ひとりが問題として認識し、法人全体で財政難を改善する戦略が必要です。そのため、財務状況の情報共有し、各種経費の節減や社協会費等を含めた新たな自主財源の取り組みについて、事務局の取り組み体制の強化を図り法人の健全経営に努めます。

- ア 社協会員加入促進（戸別会員・賛助会員・団体会員・特別会員）
- イ 資金造成に係る関係団体等との連携
- ウ 寄附金募集の推進

##### ③ 地域福祉の普及啓発

- ア うるま市社会福祉大会の実施
- イ うるま市福祉まつりの実施

##### ④ 広報活動の充実・強化

社協の福祉事業をはじめ、各種福祉団体の活動紹介や共同募金運動などについての情報発信に取り組み、市民をはじめ関係機関・団体等への周知を図り、社会福祉に関する理解を深めて行きます。

- ア 社協だよりの発行(4回発行)
- イ ホームページ・SNSによる情報の発信
- ウ うるま市広報誌等の活用

##### ⑤ うるま市共同募金委員会への協力

- ア 共同募金委員会の運営
- イ 共同募金通信の発行
- ウ 共同募金運動の協力支援

##### ⑥ 事務局体制の整備・強化

- ア 職員の健康保持に必要な職場環境の整備
- イ 職場内連携の推進強化
- ウ 安全衛生体制の強化・充実
  - a. 衛生委員会の設置運営
  - b. ストレスチェック制度の導入
  - c. 産業医の設置による職員の心身の健康保持
- エ 職員のコンプライアンス意識の醸成と事故防止の徹底
- オ 人事考課制度の整備と実施

(2) 第4次うるま市地域福祉活動計画の策定

平成30年度に4年計画で策定した第3次うるま市地域福祉活動計画についてその評価検証を行い、市の策定する第4次地域福祉計画と一体的に取り組める「第4次うるま市地域福祉活動計画」を策定します。

策定期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

(3) 相談支援の充実と福祉教育・小地域福祉活動の強化・推進

各種の相談活動の取り組みの中から住民のニーズの把握に努め、関係機関はもとより、NPO法人や各種団体、企業などと連携・協働しながら必要な支援ができるよう体制づくりを取組みます。

【相談支援関係事業】

① ふれあい総合相談支援事業（市受託事業）

住民が地域で安心して生活できるよう身近な地域で健康・福祉に関する総合的な相談に対応し、生活を支えるための必要な情報の提供や支援を行います。

また、連動する事業として赤い羽根共同募金配分金を財源とした、「地域づくり支援事業」（自主事業）を実施することで、「誰もが安心して暮らせるまち」の実現に向け、地域のニーズに基づいた具体的な活動の展開を目指します。

ア 健康・福祉に関する総合的な相談窓口の設置

具志川地区（東・西）：社会福祉協議会本所

石川地区：社会福祉協議会石川支所

勝連地区：社会福祉協議会勝連支所

与那城地区：社会福祉協議会勝連支所

イ コミュニティソーシャルワーカーの配置

多様な住民の困りごとに対応するため本所・各支所へ総合的な相談及び支援を行う職員を配置します。

	配置人員
コミュニティソーシャルワーカー	4名

ウ 公的サービスと地域のインフォーマルサービスとの組み合わせ及び分野を超えた総合的なサービス提供のネットワークの形成

a 関係機関、学校、自治会、民生委員、地域団体等との連絡調整及びネットワークづくり

b 個別支援会議への参加及び開催

c 各種会議、連絡会等への参加及び開催

エ 住民福祉活動等への支援

a 住民活動に取り組む組織づくり支援や活動支援

b 出前講座の実施及び終了後の活動支援（地域づくり支援事業）

c 各種団体との協働・参画による事業実施

d 地域活動報告会の開催（地域づくり支援事業）

e 各福祉圏域のニーズに応じた事業の実施（地域づくり支援事業）

- f 民間事業者等との地域見守りネットワーク事業の実施(地域づくり支援事業)
- オ 地域の社会資源や要支援者の把握
  - a NPO、福祉団体、ボランティア、企業、関係機関の活動に関する情報収集
  - b 自治会やイベントに参加する中で社会資源を把握し繋がりを作る
  - c 自治会や民生委員等からの相談による要支援者の把握
  - d その他活動をとおしての要支援者の把握

② 生活福祉資金貸付事業 (県社協受託事業)

低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯を対象に必要な資金を他から受けることが困難な世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行います。

- ア 貸付けの相談対応・進達事務
- イ 滞納世帯への対応及び償還の支援
- ウ パーソナルサポートセンター等との連携による生活困窮者支援
- エ 貸付制度での民生委員・児童委員の役割と制度理解のための支援

	貸付相談見込件数
通常貸付	700 件
特例貸付 (コロナ関連)	300 件

③ 福祉金庫貸付事業

低所得世帯に対し、生活維持のため必要な資金を応急的に貸付け、生活意欲の助長を図ります。

貸付相談見込件数	50 件
----------	------

※コロナウイルス感染症感染防止に係る短期的措置として

④ 法外援助事業

公的制度や、その他必要な援護を受けることが困難又は緊急に援護を必要とする低所得世帯(者)等、様々な福祉課題に柔軟かつ緊急に対応するために法外援護活動の充実に取り組みます。

- ア 生活援護
  - 緊急時の食糧支援等生活に必要な経費、公的制度申請に必要な経費、バリアフリー改修費、就学児童・生徒等への物品等の支給
- イ 災害援護
  - 災害による罹災者への見舞金支給(市の見舞金支給の対象外)

	生活援助	災害援助
支給見込件数	50 件	6 件

⑤ うるま市権利擁護センター事業 (市受託事業)

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービス利用援助を行います。また、権利擁護に関する普及及び啓発活動を実施し、対象者が地域で安心して生活できるよう環境づくりに努めます。

⑥ 日常生活自立支援事業 (県社協受託事業)

※事業内容は⑤⑥とも同様

- ア 権利擁護センターの体制、機能の充実
- イ 専門員の配置と支援員の担い手の確保

	市権利擁護センター事業	日常生活自立支援事業
受入れ利用者 見込数	70名	40名

専門員	3名	2名
支援員	15名	10名

⑦ 緊急預かり支援事業 (独自事業)

権利擁護事業(日常生活自立支援事業)や成年後見制度の利用が必要であるが、利用開始までの期間、通帳や印鑑等の保管がなされなければ利益が守られないと判断される要支援者について、緊急預かり支援を実施し、その権利を擁護します。

利用者見込数	6名
--------	----

⑧ 障害者相談支援事業 (市受託事業)

障がい者(児)が住み慣れた地域で希望する生活が実現できるよう生活相談支援を総合的かつ継続的に行います。

相談支援専門員数	1名
相談者見込数	延1,300件

⑨ 障害者地域活動支援センター事業 (市受託事業)

障がい者がある有する能力に応じ自立した生活が送れるよう、生活相談支援を行うとともに、社会参加活動や創作活動支援をとおして、自立意欲を高め社会復帰と社会参加の促進を図ります。

利用者数 (人) / 1日	20名
------------------	-----

⑩ 指定特定相談支援事業(障がい者計画相談) (自主事業)

⑪ 指定障害児相談支援事業(障がい児計画相談)

障がい者及び障がい児の自立支援を目指し、利用者のニーズに応じた適切な計画を作成し、必要な支援を行います。

指定特定	230名
指定障害児	70名

【福祉教育・小地域福祉活動関係事業】

⑫ ボランティアセンター事業 (市補助事業)

地域の活動は、多くの住民のボランティア活動により支えられており、主

体的な活動への参加は、様々な課題解決につながっています。

地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、一人ひとりができる“お互いさま”の活動を提案しながら、「いつでも、どこでも、誰でも」活動に参加できる体制づくりに努めます。また、学校と地域をつなげる視点に立った福祉学習プログラムや体験学習を提案し、地域の人材や資源を発掘することで、多様な学びの場を作っていきます。

ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動に関する相談に対応し活動につなげるとともに、ボランティア活動の広報・啓発を行い住民参加の福祉のまちづくりに取り組みます。

- ア ボランティアの相談・登録・調整
- イ ボランティア活動に関する情報の収集・提供
- ウ ボランティア活動に関する広報・啓発
- エ ボランティア活動に関する調査・研究
- オ ボランティア団体等の組織化・活動に関する支援
- カ 福祉教育の推進
- キ ボランティア活動資材の整備及び貸与
- ク ボランティア活動保険の加入促進及び加入手続き
- ケ フードドライブ及び善意銀行の受付

⑬ ボランティア育成活動（自主事業） 財源：共募配分金

- ア 福祉学習プログラムのコーディネート及び講師派遣（小・中・高校）
- イ 児童生徒、住民の体験学習支援
- ウ ボランティアグループへの活動費助成
- エ ボランティア連絡協議会への助成及び活動支援
- オ 研修会への派遣
- カ ボランティア推進事業（ボランティア講座等の実施）
- キ ボランティアサロンの設置及びボランティアの活動支援

	目標数値
福祉学習プログラムのコーディネートと講師派遣・実施の支援	19校
ボランティア活動体験や講座等の実施	2回
ボランティアグループへの活動費助成	9団体
ボランティアサロンの設置	2回/週（水・金）

⑭ 地域づくり支援事業（自主事業） 財源：共募配分金

地域において、支援を必要とする人々の生活を支えるためには、住民の主体的な活動は大きな力となります。出前講座をとおして、活動の広がりや充実を図りながら、引きこもりや課題を抱えた方の居場所づくりをボランティア団体、福祉団体や関係者と協働して取り組み、その効果と必要性を検証して行きます。

- ア 小地域福祉ネットワーク活動の推進（住民福祉活動支援）
  - a. 出前講座の開催

地域住民が支援を必要とする世帯を日常的に見守り、支えていくことにつ

いて研修し、みんなで話し合い、考え、小地域ネットワークの確立の活動の充実を目的に開催します。また、講座終了後も結成した組織の支援を継続し行います。

開催地区(自治会)	5 地区
-----------	------

b. ふれあい・いきいきサロンづくりの支援と助成

(ふれあい・いきいきサロン (茶〜びら) 事業)

ふれあい・いきいきサロンの活動費助成や活動支援に取り組みます。住民同士のつながりを基盤とした住民による多様な居場所づくりを推進し活性化を目指します。

c. 子どもの居場所づくりの支援と助成

住民同士のつながりを基盤とした子ども達が安心して生活できる地域の居場所づくりの推進とその活動を支援します。貧困家庭の孤立防止と子ども達の健やかな成長を地域で支える環境づくりを目指します。

d. 学習支援の場の推進

地域の学習支援活動の支援と情報発信による学習の場づくり

e. 多様な住民のためのフリーサロンづくりの支援

多様な生活課題を抱えた住民が社会的孤立に陥ることなく安心して過ごすことのできる居場所をボランティアサロンとの共有で設け、人と人とのつながりや社会貢献活動にふれる体験をとおして、課題解決や社会参加を促進します。

サロンの活動支援と助成	5 サロン
子どもサロンの活動支援と助成	新規 5 サロン、継続 4 サロン
地域での学習支援の場づくり	20 か所
フリーサロンづくりの支援	2 回/週 (水・金)

イ うるま市地域見守りネットワーク事業

平成 29 年度より、うるま市内で事業を営む民間事業者等と見守りに関する協定を締結しています。協定事業者が業務の範囲内で、地域住民の異変に気付いた場合には、その状況を当会へ連絡・相談を行い、見守り体制の構築を図ることを目的にしています。見守りの体制強化や要支援者の早期発見等に繋がり、住みよい地域になる事が期待できます。

連絡会の開催	年 1 回 (11 月)
協定数	40 協定 ⇒ 45 協定

ウ その他目的達成に必要な活動

⑮ 生活支援体制整備事業 (市受託事業)

地域における高齢者の生活支援体制の整備を推進するため、ボランティア等を担い手とした生活支援サービスの資源開発、サービス提供主体間のネットワーク構築を行う生活支援コーディネーターを各基幹福祉圏域に配置します。

また、各生活圏域に住民を中心とした多様なサービス提供主体で構成する生活支援体制整備事業協議体を設置し、住民が主体となった支え合いの仕組みづくりに関する情報共有や連携、協働による地域資源開発を推進することで、これまで地域づくりに取り組んできたコミュニティソーシャルワーカーと役割を分担しながら、効果的な事業展開を行います。

- ア 地域の高齢者支援のニーズと資源の見える化及び問題提起
- イ 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ
- ウ 関係者のネットワーク化
- エ 生活支援サービスの担い手の養成及びサービスの開発
- オ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング

協議体の開催	3回／各圏域
モデル地区指定	1地区／各圏域

【児童福祉関係事業】 (自主事業) 財源：共募配分金・寄付金

- ⑩ 児童福祉週間イベント・こいのぼり掲揚式による啓発活動  
(各地区の民生委員児童委員協議会との協働)

児童福祉週間をとおして児童の健全育成活動や児童問題に機会をつくり、地域で支える支援に取り組めます。

開催予定	基幹福祉圏域 1回／年
------	-------------

(4) 福祉サービスの充実

【高齢者福祉関係事業】

- ⑪ ミニデイ推進員ふれあい交流会 (自主事業) 財源：共募配分金  
(ボランティア交流会)

ボランティア(推進員)の交流・研修をとおして、生きがい活動支援通所事業(地域型)の目的の確認や活動の充実を図るための交流会を実施します。

開催予定	1回／年
------	------

- ⑫ 生きがい活動支援通所事業(地域型)：ミニデイサービス (市受託事業)

高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進し、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態への予防を図るため、地域住民と協働して実施及び福祉推進会の主体的活動を支援します。

実施行政区数	62地区
--------	------

- ⑬ ふれあいコール事業 (市受託事業)

独居高齢者に対し、定期的に電話をかけることにより、健康状態の確認と心のふれあいの提供及び緊急事態発生時の迅速な通報、連絡を取ることを



目的に実施します。

利用者数	40名
------	-----

- ⑳ 介護保険事業（指定居宅介護支援事業）（自主事業）財源：介護報酬  
要介護の認定を受けている人が適切な生活支援を受けられるよう、各種介護サービスに関する手続きを本人の希望や環境に合わせたケアプランを作成します。

利用者数	80名
------	-----

- ㉑ 介護保険事業（指定通所介護事業）（自主事業）財源：介護保険  
入浴、排泄、食事、介護、機能訓練など、必要な日常生活上のサービスを提供し、利用者の心身機能の維持向上と、利用者家族の負担軽減を図ります。

利用者数	23名/日
------	-------

- ㉒ 介護保険事業所の機能充実と介護職員の専門性の向上  
（自主事業）財源：介護報酬、利用料  
安心して業務にあたるための教育機能の充実と働きやすい職場環境づくりに取組み、質の高いサービス提供を図ります。

#### 【障がい者福祉関係事業】

- ㉓ 障害者社会参加促進事業（市受託事業）  
障がい者等が、その有する能力及び適正に応じ、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を効率的かつ効果的に実施し、障がい者等の福祉の増進を図ります。

##### ア 福祉機器リサイクル事業

福祉機器を必要とする方へ一時的に貸出し、生活環境の整備を支援します。

利用件数	250名
------	------

- イ 意思疎通支援事業（要約筆記者派遣事業）  
意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者に、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

派遣回数	70回
------	-----

##### ウ 手話奉仕員養成事業

日常会話を行うのに必要な手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにします。

修了者見込数	20名
--------	-----

エ 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音声訳などにより、市の広報等、生活情報などを適宜提供します。

利用者数	点訳 280 件、音訳 220 件
------	-------------------

オ 移動支援事業

身体障がい者の日常生活の中で生じてくる外出（通院、社会参加活動等）における移動支援をリフト付バスにて行い、活動圏の拡大による社会参加活動の推進を図る。

総利用者数	1,200名
-------	--------

【母子・父子福祉関係事業】 （自主事業） 財源：共募配分金

① 一人親世帯等新入学児童激励事業の実施

一人親世帯等の新入学児童に対して激励金を支給し、母子・父子世帯等の福祉向上に努めます。

(5) 福祉団体育成活動支援 （自主事業） 財源：共募配分金 社協会費

福祉団体の現状や課題を共通理解しながら、目的に沿って自主的・主体的活動を支援します。

- ① 民生委員児童委員協議会への助成及び活動支援
- ② 老人クラブ合会への助成及び活動支援（各支部活動支援含む）
- ③ 身体障がい者福祉協会への助成及び活動支援
- ④ 母子寡婦福祉会への助成及び活動支援
- ⑤ 手をつなぐ育成会等への助成及び活動支援
- ⑥ 更生保護女性会の助成及び活動支援
- ⑦ うるま市自治会長会への活動費助成
- ⑧ 福祉協力会への活動費助成

(6) 災害時の支援体制づくりの推進 （自主事業） 財源：社協会費・寄付金・共募配分金

うるま市防災計画に位置づけられた社協の役割について、行政との協議を踏まえ明確にするとともに、災害時の対応について職員の意識を高め、自治会や事業所、地域住民や団体、企業等と連携できるような体制づくりを進めていきます。

① 災害時支援体制の整備

ア 行政との連携

- a 防災計画に位置づけられた役割の確認
- b 地域からの要援護者情報の把握及び端末機による行政との情報共有

イ 災害時対応マニュアルの活用と職員への意識づけ

- ウ 自主防災組織と連携した見守り活動の提案
- エ 災害・防災備品等整備事業の実施

(7) 歳末たすけあい募金配分事業 (自主事業) 財源：歳末たすけあい募金  
一人暮らし高齢者や生活困窮世帯等への支援を行います。

- ① 歳末たすけあい義援金の支給
- ② 年末行事食お届けサービス等、要援護者世帯への必要なサービスの実施

(8) 業務推進体制の構築及び専門職員等の人材確保と質の向上 (自主事業)

財源：社協会費

効率的な事業を推進するため、必要に応じた組織体制の再編成や人員配置及び事務分掌について、見直しに向けた検証を進めます。

また、職員の資質向上を図るため、必要な知識・技能習得のための研修会参加を推進し、組織体制の強化に努めます。

- ① 事業評価及び組織体制等の見直し
- ② 業務調整会議、連絡会等の実施
- ③ 社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職員の採用
- ④ 資格取得支援
- ⑤ 職員学習会・研修の機会の提供 (実施・派遣)
- ⑥ 苦情解決の体制づくり

(9) その他の事業 (自主事業) 財源：社協会費・寄付金

- ① 与那城社会福祉センターの管理運営
- ② 福祉バスの貸出し
- ③ 各種調査活動の実施
- ④ 相談援助実習の受入れ (大学生等)
- ⑤ 職場体験学習の受入れ (年間2校)
- ⑥ その他、福祉に関する必要な事業等への協力